

組合だより

発行所
岡山大学職員組合
 〒700-8530 岡山市津島中2-1-1
 電話 086-252-1111 (代)
 (内線) 7168
 直通・FAX 086-252-4148

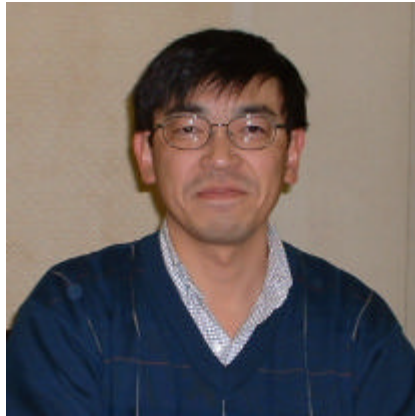
第45号

12月17日
2002年

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

最近思うこと

副委員長 荻野 勝



荻野副委員長
(環境理工学部)

この7月より副委員長となりました環境理工学部の荻野勝です。私が大学と名のつくところで教え始めて今年で14年目となります。私が教え始めた頃と今では大学の置かれた状況が大きく変わってきてしまったことをつくづく感じます。

例えば、常勤講師と非常勤講師との関係です。私がまだ27歳で大学の非常勤講師になったばかりの頃、60歳あるいはそれ以上の先生や事務職員が「先生、先生」と私に言うて下さったのに、嬉しいような恥ずかしいような思いをしたのを今でも覚えています。もちろん採用前には審査がありましたが、採用後はあたかも同僚のようであるいはどちらか

といえば同僚というよりもお客様のように大切にしたいです。今では思います。その頃は、ある先生が大学で非常勤講師として働くという場合、その先生はその大学で「働かせて頂く」、そしてその大学はその先生に「働いて頂く」というように、お互いに敬意を表すことである微妙なバランスを保っていたような気がします。もちろん、実際は「大学が非常勤講師を雇用する」ということになるのですが、「教えて頂く」と言つてその関係を曖昧にすることで、大学側と非常勤講師側に微妙な平衡が生じ、雇われているはずの非常勤講師のプライドみたいなものを保っていたのでしよう。

しかし、近年の18歳人口減少のありを受けて、そのような曖昧な関係が崩れてきました。大学側は、はつきりと非常勤講師を雇用するという形を打ち出してきたように思われます。大学のなかには、特別な場合を除いて、非常勤講師に辞めて頂くというところも出てきたり、FDを行つて非常勤講師にももっといい授業、もっと効率のいい授業を要求するところも出てきたりしました(もちろん、いい加減な授業をする非常勤講師がいたらこれは問題ですが)。

岡山大学も同様です。平成15年度からの英語の非常勤講師を公募としたことにより、「大学が非常勤講師を雇用する」という関係が内外にはつきり示されました。これまでは、専任も非常勤講師の先生も、廊下などで言えば対等に話してきましたかもしれないが、これからは非常勤の先生は専任の先生には気を使いながら話すようになってしまうかもしれません。来年度は英語ですが、未修外国語も、そしてさらには全ての教養教育科目やさらには専門科目まで非常勤講師の採用が公募となる日が近いかもしれません。

それと同じではないにしても似たようなことが、これからの専任教員や事務職員のあいだに起こるかもしれない。ある少数の人が不利な立場にいてくれたら、他の多くの人が安泰に生活できる……あたかもイヌ取りゲームのような様相をこれからの岡山大学が呈する可能性は多分にあります。いや、もうすでにそのようなことが始まっているのかもしれない。私たちはそれに気づいていないのか、それとも見て見ぬ振りをして見ているのか。

立場の弱い者だけがますます不利な状況に追い込まれ、あとの者たちは自分の身分を守るために見て見ぬ振りをして見ている、岡山大学がそんな大学であつてほしくはありません。せつかく何らかの縁でお互いが知り合えたのですから、お互いがお互いをかばいあう、お互いがお互いを支えあうような大学にすべく、今年も副委員長として、そしてその後一組合員としてできることに取り組んでいきたいと思つております。挨拶が遅れてしまいましたが、どうぞよろしくお願ひいたします。

朝日新聞(11月17日)が、教育基本法問題について、特集を組んでいる。梅原猛・藤生太郎・赤田圭亮・藤田英典といった顔ぶれが執筆者である。麻生太郎氏の論法によれば、最近の若者の「キレる」状況が生まれた根本原因は教育にある、教育の失敗は教育勅語が教育基本法に変わったからだということになる。教育基本法に書いてあることには間違いはないが、「どうして日本人をつくる」として「か」という目的が「全く感じられない」ともいって、愛国心教育という目的をはつきり掲げよともいっている。教育基本法は、「個人の尊厳を重んじ、心と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にして個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなげればならぬ」といっている(前文)として、それは普遍的文化を志向しているともいっている。個性ゆたかな文化の創造をその目標として掲げている。むしろその個性は普遍性と対立衝突するものであつてはならないであらうが、愛国心教育や伝統教育という観点から教育基本法には欠如し

ているという批判があるが、それは、教育基本法が高らかに掲げている理念を見落としているのではないのか。それが見落とされるのは、普遍的で個性ゆたかな文化ではない何かを教え込みたい、場合によっては隣国の侵略を辞さない普遍的でないナショナリズム教育への願望があるからではないか。若者がキレる、教育意欲が減退している。それを教育基本法にするのは、とてもないお門違いだと思つた。教育意欲が減退するのは、「子どもが将来への希望を実感できない」(赤田圭亮氏)現実のせいである。「愛国心の喪失」は「政治家が国を悪くし」たからだ(梅原猛氏)、という断言にも説得力がないわけではない。将来に夢がもてない、政治家が賄賂をもちこたいうレベルではない。企業のリストラや銀行の貸し渋り、貸しはがしなど、強者による弱者へのいじめや人間性を失つた不義不正が行われている昨今の状況を考えるならば、「キレる」のは、なにも若者にかぎつたことではない。これを教育基本法のせいにするなど本末転倒も甚だしい。改められねばならないのは、現実の方である。

(い)

法人化でどうなる、労働条件? (下)

副委員長 榊原 精

昇任、昇格などの人事制度についても、文科省が幹部職員を任命する現在のやり方から、法人が自由に任命できるようなりませぬ。国大協は現在と似た幹部職員の全国異動を想定しているようですが、法人内部で育った能力のある一般職員からの内部昇格を実現し、岡山大学を良くしようという職員の意欲を励ますことが必要でしょう。非常勤職員はどうなるのでしょうか。まず、非常勤職員は法人移行時に自動的に法人に雇用される保障がありません。常勤職員と異なり、法律に継続(身分の承継)が明記されていないからです。非常勤職員の雇用確保が第1の課題です。その上で、大学における将来的な非常勤職員の地位を検討する必要があります。

職員に求める職務・職能を厳格に考慮することが必要です。また、「3年雇用」は文科省の指示によるものですから、法人はこれを理由に「3年雇用」を正当化することはできません。パート労働はワークシェアリングの制度のなかで検討するのが適当でしょう。安上がり労働力としてパート労働をとらえる特殊日本的な考え方からは、少なくとも「知の共同体」である大学は脱却してほしいものです。組合は現場の実情と意見を反映し、必要な常勤職員の確保や、ともしれば侵害されやすい非常勤職員・パート職員の人権を守っていく役割があります。

2. 職員団体から労働組合へ

就業規則は使用者は従業員の意見を聴けば、従業員の合意なしでも変えることが可能です。それにひきかえ、労働協約は3年以内の有効期間を設けることもできませんし、期間のない場合にも90日の事前通告が必要です。賃金・労働条件の安定的な確保には労働協約が重要です。労働協約を結ぶためには団体交渉が、またその前提として労働組合が必要なのです。

使用者は、過半数代表の意見を記載し、代表が記名捺印した書面を添付した就業規則を労基署に届け出なければならぬ(89条、90条)。就業規則は、常時見やすい場所に掲示し、または備え付けるなどの方法で周知させなければならぬ(106条)。就業規則に記載されない事項には、始業・終業時刻、休憩時間、休日、休暇、交代勤務の場合の就業転換に関する事項、賃金の決定、計算方法、支払方法、昇給に関する事項、退職に関する事項、退職に関する事項、があり、その他、定めなければならない事項自由に記載できる事項があります。

要です。組合に過半数の教職員が結集し、民主的に意見を形成することが求められるゆえんです。現在岡山大学職員組合の組織率は常勤職員の30%を切っており、とても過半数には手が届いていません。未加入の方々の加入をお願いします。なお、組合員になれないのは労働組合法で限定された「使用者の利益代表者」だけで、現在一括して管理職宣言をしている農学部、工学部、医学部の教授も当然組合に入れます。また、過半数の母数として非常勤職員を含めるのは当然としても、さまざまな様態がある非常勤講師をどうするかは今のところ議論が分かれていきます。

キャッツを見た。やつと見たというべきだ。劇団四季では、その公演回数ですでに千回を超しているという。私自身の記憶でいえば、ロンドンの劇場前に長い行列ができていて、何だろうと思つて見たらそれがキャッツの公演だった。だからもう20年も前のことになる。劇団四季は、歌も踊りも、いつものことながらテンポがあり、迫力があり、時のたつのを忘れさせる。ご意見を忘れた。過去の栄光無用猫や、過去の栄光回想猫や、その他さまざまな猫が、多くはセクシーな肢体で、舞台上を躍り回る。その中で、老いさらばえ汚れきつて身の不幸を嘆く悲惨猫の絶唱は胸にしみる。そのころ、ロンドンには英国病であった。サッチャー政権のもと、町にはホームレスや物事者の一方が記名押印した文書によつて相手方に予告し、解約できる。労働協約の内容は原則として組合員のみに適用的に適用される(17条、18条)。

冬来る 家なき人の 肩寒し (k)